令和３年９月２４日提供

**新型コロナウイルス感染症に関する**

**支援制度ガイドブック**

**福島県新型コロナウイルス感染症対策本部**

**（第２０版　令和３年９月２４日現在）**

|  |
| --- |
| **（住　民　向　け）** |
| **●生活資金に関すること** |  |
| 生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）・・ | ４ |
| 住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５ |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ６ |
| **●県営住宅に関すること** |  |
| 県営住宅の家賃減免・徴収猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ６ |
| 県営住宅の一時提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ７ |
| **●子どもに関すること** |  |
| 福島県立高等学校の授業料の減免制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ７ |
| 高等教育修学支援新制度による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ８ |
| （特別）児童扶養手当給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ８ |
| 小・中学生の就学援助措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ９ |
| 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金・・・・・・・・・・・・・・・・ | ９ |
| **●新型コロナウイルス検査に関すること** |  |
| 妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １１ |
| **●減免・猶予・傷病手当金に関すること** |  |
| 県税の猶予制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １１　 |
| 国税局猶予相談センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １２ |
| 介護保険第１号保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １２ |
| 国民健康保険（税）・後期高齢者医療保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １２ |
| 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １３ |
| 運転免許更新の臨時措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １３ |
| **●労働者に関すること** |  |
| 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １４ |
| **（事　業　者　向　け）** |
| **●労働者に関すること** |  |
| 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の「新型コロナウイルス感染症対応特例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １５ |
| 小学校休業等対応助成金・支援金（再開予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・～小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援～ | １６ |
| **●事業活動に関すること** |  |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（県独自対策地域・まん延防止等重点措置地域）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | １７ |
| 売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）第３弾・・・・・・・・・・ | ２０ |
| 福島県大規模施設等協力金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２１ |
| 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２２ |
| 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）・・・・・・・・・・・・・ | ２３ |
| 産業雇用安定助成金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２４ |
| 新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）・・・・・・・・・・・・・・ | ２５ |
| 外的変化対応資金（福島県中小企業制度資金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２６ |
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２７ |
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２７ |
| 新型コロナウイルス感染症関連　マル経融資（小規模事業者経営改善資金）・・・・ | ２８ |
| 生活衛生改善貸付　新型コロナウイルス感染症関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２９ |
| 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ２９ |
| 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３０ |
| 福島県信用保証協会における特別保証制度等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３１ |
| 福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３３ |
| **●農林水産業に関すること** |  |
| 農林漁業者向け支援等情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３４ |
| **●建設業に関すること** |  |
| 建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３４ |
|  |  |
| **（共　　　通）** |
| **●各種相談に関すること** |  |
| 新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３５ |
| 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３５ |
| 新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３５ |
| 新型コロナワクチン接種の会場や予約方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３６ |
| 新型コロナワクチン副反応に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３８ |
| 新型コロナワクチン接種全般に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３８ |
| 新型コロナワクチン詐欺に関する消費者トラブル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３８ |
| 各市町村予防接種救済制度担当窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３９ |
| 福島県社会保険労務士会による無料電話相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４１ |
| 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４１ |
| 人権相談（法務局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４１ |
| 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４２ |
| 女性・男性のための相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４２ |
| 性暴力等被害救援協力機関 “ＳＡＣＲＡふくしま”・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４２ |
| 女性のための相談支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４３ |
| ＤＶ相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４３ |
| 外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４３ |
| 外国人住民のための相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４４ |
| 新型コロナウイルス感染症　多言語相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター）　　　　　　　 | ４４ |
| 子どもに関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４５ |
| ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４５ |
| 「こころ」の健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４５ |
| 消費生活相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４５ |
| 消費生活無料法律相談等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４６ |
| 事業資金相談ダイヤル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４６ |
| 中小企業労働相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４６ |
| 商工関係事業所相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４７ |
| 労働困りごと相談窓口(福島県労働委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４７ |
| 福島県信用保証協会相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４８ |
| 農林水産業に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ４９ |
| **●その他** |  |
| 遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５０ |
|  |  |
| **◎お問い合わせ先一覧**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５１ |
| **◎支援情報ナビ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５１ |

**（住民向け）**

# **●生活資金に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 |  [**生活福祉資金制度による特例貸付（緊急小口資金貸付及び総合支援資金）**](https://www.hiroshima-fukushi.net/fukushi-wp/wp-content/uploads/2018/08/%E5%BA%83%E5%A0%B1%E7%94%A8%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7_20180802%E7%89%88.pdf) |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に貸付を行う。　令和２年３月２５日（水）より受付開始。**主に休業された方向け（緊急小口資金）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 新型コロナウイルスの影響による収入減少により、生計維持のため貸付を要する世帯 |
| 貸付限度額 | 原則10万円,学校等の休業、個人事業主等の特例措置20万円以内 |
| 貸付利率 | 無利子 |

**主に失業された方向け（総合支援資金）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 新型コロナウイルスの影響による収入減少等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯（原則、自立相談支援事業等による継続的支援が要件） |
| 貸付限度額 | （２人以上）月２0万円以内,（単身）月１５万円以内（貸付期間原則3ケ月以内） |
| 貸付利率 | 無利子 |

　　　　●受付期間：令和３年１１月末まで●総合支援資金については、申請の際に償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。　令和３年１１月末まで緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を延長した。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付（３か月以内６０万円以内）を実施。（令和３年２月１９日より）●このほか、生活福祉資金には、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、福島県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。●東北労働金庫・日本郵便における申請受付については、令和２年９月３０日で終了。 |
| 活用できる方 | ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を要する方・失業等により生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を要する方 |
| お問い合わせ | ・お住まいの市町村の社会福祉協議会・福島県社会福祉協議会　電話：０２４-５２３-１２５０（直通） |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **住居確保給付金** |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | 離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方に対し、家賃相当分（上限有り）の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。令和２年度中に新規申請をした方については、延長を３回まで、支給期間は最長で１２か月間まで可能となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例措置として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給が可能となります。 |
| 活用できる方 | 　住居確保給付金の支給対象となるのは、次の（１）～（８）のいずれにも該当する方(1)　離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがあること。(2)　イ）申請日において、離職、廃業の日から２年以内であること。　　 　ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、　　　　都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。(3)　離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方であること。(4)　申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、「基準　　　額　（※1）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。(5)　申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、基準　　　額の６倍（ただし100万円が上限）以下であること。(6)　公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に求職の申し込みをし誠実かつ熱心に常用就　　　職を目指した求職活動を行うこと。(7)　国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は地方自治体等が実施する離職者等に対　　する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けてい　　ないこと。(8)　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。（※1）「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額の収入　　　　　　　　　　　　の１２分の１をいいます。 |
| お問い合わせ | ・福島県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧（令和２年１０月１日現在） http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/420255.pdf |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **母子父子寡婦福祉資金貸付金** |
| 支援の種類 | 貸付 |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や 学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合においては、母子父子寡婦福祉資金貸付金における、生活資金（生活安定貸付期間及び失業貸付期間に係る貸付）の活用が可能です。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付限度額 | 月額105,000円 |
| 貸付利率 | 無利子 |

 |
| 活用できる方 | ●母子（父子）福祉資金　・２０歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子）・２０歳未満の父母のない児童・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童●寡婦福祉資金・母子家庭で子どもが成人した母親など |
| お問い合わせ | ●福島県保健福祉事務所または児童家庭課　電話：０２４-５２１-７１７６（直通）・お住まいの市町村の担当課 |

# **●県営住宅に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **県営住宅の家賃減免・徴収猶予** |
| 支援の種類 | 家賃の減免・徴収猶予 |
| 概要 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が著しく減少したため、県営住宅家賃の支払いが困難な方について、家賃の減免・徴収猶予を行います。 |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症拡大により転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者（非課税所得を含めた収入が月額61,500円以下の者）又は現状の家賃を支払うことが困難であると認められる入居者 |
| お問い合わせ | ●お住まいの県営住宅が立地する地区の県建設事務所へお問い合わせください。・県北地区　　県北建設事務所　　　　行政課　　電話：024-521-2498・県中地区　　県中建設事務所　　　　行政課　　電話：024-935-1427・県南地区　　県南建設事務所　　　　行政課　　電話：0248-23-1613・会津地区　　会津若松建設事務所　行政課　　電話：0242-29-5427・会津地区　　喜多方建設事務所　　 行政課　　電話：0241-24-5713・相双地区　　相双建設事務所　　　　行政課　　電話：0244-26-1207・いわき地区　 いわき建設事務所　 　　行政課　　電話：0246-24-6109 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **県営住宅の一時提供** |
| 支援の種類 | 住宅の提供 |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き住戸を一時提供します。・使用期間　　原則６ヵ月間・使 用 料　　一時提供する住戸で定められた最低家賃の１／２の額（駐車場使用料、敷金、保証金は免除）・そ の 他　　単身入居可。収入要件は問わない。 |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症拡大にともなう解雇や雇い止めにより、社員寮、社宅、住居手当等により居住可能だった住居などの住宅からの退去を余儀なくされた方 |
| お問い合わせ | ●一時提供を希望される地区の県建設事務所へお問い合わせください。・県北地区　　県北建設事務所　　　　行政課　　電話：024-521-2498・県中地区　　県中建設事務所　　　　行政課　　電話：024-935-1427・県南地区　　県南建設事務所　　　　行政課　　電話：0248-23-1613・会津地区　　会津若松建設事務所　行政課　　電話：0242-29-5427・会津地区　　喜多方建設事務所　　 行政課　　電話：0241-24-5713・相双地区　　相双建設事務所　　　　行政課　　電話：0244-26-1207・いわき地区　 いわき建設事務所　 　　行政課　　電話：0246-24-6109 |

# **●子どもに関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **福島県立高等学校の授業料の減免制度** |
| 支援の種類 | 減免 |
| 概要 | ●修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次の要件に該当する場合、県立高校の授業料を免除する。※原則として「高等学校等就学支援金制度」が適用されますので、授業料の免除については、「高等学校等就学支援金制度」の対象とならない生徒のみが申請対象です。家計の急変などにより授業料の納入が困難になった場合は、減免制度の対象となることがあります。 (1)保護者が生活保護を受けている場合（専攻科に在学する者以外）(2)保護者が天災、火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合(3)保護者の失職、転職により家計が急変した場合●免除額授業料額と同額 |
| 活用できる方 | ⑴～⑶の要件のいずれかに該当し、かつ授業料の納入が困難であると認められる生徒 |
| お問い合わせ | ●生徒の在籍している県立高等学校●福島県教育庁財務課　電話：０２４－５２１－７７５４ |
| 制度の名称 | **高等教育修学支援新制度による支援** |
| 支援の種類 | 福島県公立大学法人に対する授業料減免 |
| 概要 | １　新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、下記の事由のいずれかにより家計が急変した学生がいる世帯へ支援を行う。・生計維持者の一方（又は両方）が死亡・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）・生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入が大きく減少　・自分のアルバイトなどの収入が減少したため、新たに支援を受けたい。２　支援内容・授業料・入学金の減免＋給付型奨学金の支給・貸与型奨学金（無利子・有利子）詳しい支援内容や手続きなどは「お問い合わせ」先へお願いします。 |
| 活用できる方 | 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等 |
| お問い合わせ | 【奨学金】日本学生支援機構奨学金相談センター　０５７０－６６６－３０１【授業料・入学金】公立大学法人福島県立医科大学教育研修支援課　０２４－５４７－１１１１（代）【授業料・入学金】公立大学法人会津大学学生課０２４２－３７－２５００（代） |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **（特別）児童扶養手当給付事業** |
| 支援の種類 | 給付 |
| 概要 | ●特別児童扶養手当及び児童扶養手当を受給するにあたり、必要となる届出を、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより遅れて提出した場合、「やむを得ない理由」該当するものと取り扱い、弾力的な対応を行う。●特別児童扶養手当の有期認定に必要な診断書の提出期限が、令和２年２月末日から令和３年２月末日までの間に到来する受給資格者については、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や医療機関の状況等を踏まえ、提出期限を１年延長する。なお、障がいの程度が悪化した場合には、診断書を添えて手当の増額改定請求を行うことができる。 |
| 活用できる方 | 特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者 |
| お問い合わせ | ●福島県児童家庭課 　０２４－５２１－７１７６●各市町村（特別）児童扶養手当窓口 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **小・中学生の就学援助措置** |
| 支援の種類 | 給付 |
| 概要 | ●収入の減少等の特別な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品、校外活動費、学校給食費等を援助します。（※援助の内容については、各市町村により異なります。） |
| 活用できる方 | ●市町村教育委員会が生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの。（※認定基準は、各市町村で定めます。） |
| お問い合わせ | ●各市町村教育委員会 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金** |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給するものです。■低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付額：児童1人当たり一律5万円以下の①～③のいずれかに該当する方が対象となります。1. 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）

②　公的年金等を受給していることにより、令和３年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。）③　令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方■低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付額：児童1人当たり一律5万円　 ①　令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）　　 ②　①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児は20歳未満））の養育者で、以下のいずれかに該当する方ア　令和3年度分の住民税均等割が非課税である方イ　アに該当する方のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し※1、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と収入※２が同じ水準となっている方※１　家計急変については、令和２年は一定の収入があったため令和３年度は住民税が課税となっている方が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少しており、かつ、令和3年1月以降のいずれかの１か月の収入額を12倍（12か月換算）にした年収見込額が、住民税非課税相当と見なされる場合などに支給対象となる可能性があります。詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。なお、所得の急変によって申請を行うこともできますが、その際、収入は減少しておらず、支出が増加したために所得が減っているような場合には支給の対象にはなりません。　　　　　　　　家計急変の対象となる方は、申請での手続になりますので、お住まいの市区町村のHPなどで申請書等の様式、所定の方法で申し込んでください。※２　給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）となります。賞与などの臨時的な収入や育児休業給付や失業給付などの非課税の収入は含みません。 |
| 活用できる方 | 上記のとおり |
| お問い合わせ | ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）■お住まいの市町村の児童扶養手当担当課■県児童家庭課 家庭・給付担当 電話番号：024-521-7176<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a>○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）■お住まいの市町村の児童手当担当課 |

**●新型コロナウイルス検査に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成** |
| 支援の種類 | 検査料の助成 |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦に対して、PCR等検査料の助成を行う。・妊婦1人につき１回、上限20,000円・助成対象：令和2年9月１日～令和4年3月31日に受けたPCR等検査料＊検査を希望する場合は、かかりつけ産婦人科医療機関へご相談ください。 |
| 活用できる方 | 分娩予定日の概ね２週間以内にPCR等検査を希望する妊婦（発熱などの感染の疑う症状がない方） |
| お問い合わせ | ●福島県子育て支援課　　電話０２４－５２１－８２０５　　　●福島市こども家庭課　　　電話０２４－５２５－７６７１●郡山市こども家庭支援課　　　電話０２４－９２４－３６９１●いわき市こども家庭課　　電話０２４６－２７－８５９７ |

**●減免・猶予・傷病手当金に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **県税の猶予制度** |
| 支援の種類 | 徴収の猶予 |
| 概要 | ●徴収の猶予新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合（具体例 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など）など、一定のケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。 ※申請する必要があります。 ※原則として担保が必要です。 ※猶予される期間は１年以内（事情により最高２年まで）です。  |
| 活用できる方 | 県税の納税義務者又は納入義務者 |
| お問い合わせ | 【最寄りの地方振興局県税部】○県北地方振興局県税部　　：０２４－５２１－２６８２○県中地方振興局県税部　　：０２４－９３５－１２４１○県南地方振興局県税部　　：０２４８－２３－１５１４○会津地方振興局県税部　　：０２４２－２９－５２４１○南会津地方振興局県税部 ：０２４１－６２－５２１２○相双地方振興局県税部　　：０２４４－２６－１１２４○いわき地方振興局県税部 　：０２４６－２４－６０３０ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **国税局猶予相談センター** |
| 相談内容、概要等 | ●国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。【受付時間】 ８：３０～１７：００（土日祝日を除く。）※国税局猶予相談センターでは、猶予申請書等の提出は受け付けておりませんので、猶予申請書等は所轄の税務署への提出をお願いいたします。なお、税務署の窓口混雑を防止するため、猶予申請は、なるべくe-Taxによる電子申請や郵送による提出をお願いします。 |
| お問い合わせ | ●仙台国税局　０１２０－９４５－４３０ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **介護保険第１号保険料の減免** |
| 支援の種類 | 第１号保険料の減免 |
| 概要 | 介護保険第１号被保険者の方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料の減免を受けられる場合があります。 |
| 活用できる方 | 介護保険第１号被保険者 |
| お問い合わせ | お住まいの市町村 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料の減免** |
| 支援の種類 | 保険料（税）の減免 |
| 概要 | 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がったときなどに、保険料（税）の減免を受けられる場合があります。 |
| 活用できる方 | 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方 |
| お問い合わせ | ●お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口●組合員にあってはご加入の国保組合●後期高齢者医療制度にあってはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に係る傷病手当金** |
| 支援の種類 | 手当金 |
| 概要 | 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、給与等の支払いを受けている方については、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、仕事を休み、無給や減給になったときに、傷病手当金が支給される場合があります。【傷病手当金とは】新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるため労務に服することができなくなった場合、その期間、一定額の金額を支給する制度【支給対象となる日数】　労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日【１日当たりの支給額（上限あり）】　（直近の継続した３月間の給与収入の合計額÷就労日数）×２／３　※労務に服することができない期間において、給与等の全部又は一部が支払われているときは、支給額調整されます。 |
| 活用できる方 | 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方 |
| お問い合わせ | ●お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口●組合員にあってはご加入の国保組合●後期高齢者医療制度にあってはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口 |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **運転免許更新の臨時措置** |
| 支援の種類 | 更新期間の延長 |
| 概要 | ●下記対象者が、更新期間の末日までに免許センターまたは警察署（分庁舎）において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から３ヶ月間運転及び更新可能期間が延長されます。 |
| 活用できる方 | 　運転免許有効期間の末日が令和３年１２月２８日までの間の運転免許証をお持ちの方 |
| お問い合わせ | ●福島運転免許センター　 電話：０２４－５９１－４３８１（平日８：３０～１７：００） |

**●労働者に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金** |
| 支援の種類 | 支援金・給付金 |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支給。（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象となります。）■制度概要　　主に以下２つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の８割（上限あり）を休業実績に応じて支給。①　令和２年４月１日から令和３年11月30日まで、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者　②　その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方・地域特例の対象は、令和3年5月1日～11月30日の間に緊急事態宣言が発令された地域及びまん延防止等重点措置の対象地域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について、営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れない際に適用されます。（対象となる休業等の詳細については、下記までお問い合わせください。）【休業支援金助成率等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ～令和３年4月末 | 令和３年5月～11月末 |
| 中小企業 | 原則的な措置 | 8割　　　　上限11,000円 | 8割 上限 9,900円 |
| 地域特例 |  | 8割 上限 11,000円 |
| 大企業【下記に該当する方】 | 原則的な措置 | 8割　　　　上限11,000円 | 8割 上限 9,900円 |
| 地域特例 |  | 8割 上限 11,000円 |

　 ■申請期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 休業期間 | 申請期限 |
| 中小企業 | 令和2年4月～令和2年９月分 | 令和3年12月末まで |
| 令和2年10月～令和3年6月分 | 令和3年12月末まで |
| 令和3年7月～9月 | 令和3年12月末まで |
| 令和3年10月～11月 | 令和4年2月末まで |
| 大企業【下記に該当する方】 | 令和2年4～６月、令和3年１～6月 | 令和3年12月末まで |
| 令和3年7月～令和3年9月 | 令和3年12月末まで |
| 令和3年10月～11月 | 令和4年2月末まで |

■申請方法等　　申請書及び申請に当たって必要な添付書類、具体的な手続き等につきましては、厚生労働省ホームページにてご確認ください。　　　　　　　　　　　　・雇用保険に加入していない学生アルバイトの方であっても、給付金の対象となります。　　　　　　　　　　　　・事業主の協力を得て申請書類を作成します。協力が得られない場合の対応等については、「要件確認書」備考欄等をご確認ください。■大企業については、雇用されるシフト労働者等であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方が支給の対象となります。　　　　・シフト労働者等とは、労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）。　　　　・対象となる休業期間及び支給額　　　　　　令和３年１月８日以降の休業　・・・・・・・・・・・休業前賃金の８割（上限あり）　　　　　　令和２年４月１日～令和2年６月30日までの休業・・・・・休業休業前の６割（日額上限11,000円）　　　　　　　福島県における支給始期：時短要請の取組をおこなった令和２年12月28日を始期。　　　　・その他、支給にあたって条件があります。詳細は下記までお問い合わせください。・複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要がありますので、ご注意ください。 |
| 活用できる方 | ■事業主の指示により休業した中小企業の労働者（大企業に雇用されるシフト労働者等の方も支給対象） |
| お問い合わせ | ・フリーダイヤル（コールセンター）　電話：０１２０－２２１－２７６（受付時間：月から金　８：３０～２０：００、土日祝　８：３０～１７：１５）・申請書類等の様式及び申請書の提出先については、厚生労働省ホームページをご覧ください。 |

**（事業者向け）**

**●労働者に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の「新型コロナウイルス感染症対応特例」****【臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に特別有給休暇を取得させた場合】** |
| 支援の種類 | 助成金 |
| 概要 | 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し助成金を支給。■助成額：１人あたり５万円、１事業主につき１０人まで（上限５０万円）■主な支給要件　１　次のどちらも実施されていること。（１）小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの（労働基準法上の年次有給休暇を除く））を取得できる制度の規定化。（２）小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。・テレワーク勤務・短時間勤務制度・フレックスタイムの制度・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）・ベビーシッター費用補助制度等　２　労働者一人につき、１の（１）に定めた特別有給休暇を４時間以上取得したこと。■その他　　・　申請先は本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）　　　　　　　　　申請単位は事業所単位ではなく、事業主単位での申請となる。　　　　　　　　　特別な有給休暇を時間単位で複数日に分けて取得した場合、合計取得時間が4時間に達した日を特別休暇の取得日として、その日の属する期間に応じて支給申請期限が決まります。* 申請期限については、厚生労働省のホームページで最新のものをご確認ください。
* 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の「新型コロナウイルス感染症対応特例」は、令和3年7月31日までに取得した休暇が対象となる予定です。
 |
| 活用できる方 | 上記により有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主 |
| お問い合わせ | ●厚生労働省ホームページ　　厚生労働省　両立支援等助成金を検索●福島労働局　雇用環境・均等室　電話：024-536-2777　※土日・祝日除く（受付時間：8時30分～17時15分） |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **小学校休業等対応助成金・支援金（再開予定）****～小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援～** |
| 支援の種類 | 助成金、支援金 |
| 概要 | 　●概要新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開される予定です。また、前回同様、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請することが可能となる予定です（事業主が申請しない場合は、労働者自ら申請することも可能）。詳細については改めて公表される予定です。●対象者・ 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の特別休暇 （労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主・・・助成金・ 子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・（支援金）◎対象となる子ども１ 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等 （小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等）に通う子ども２（１）～（３）のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども 　（１）新型コロナウイルスに感染した子ども 　（２）新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状、濃厚接触者） 　（３）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども●対象期間令和３年８月１日以降１２月３１日までに取得した休暇が対象となる予定●支給額、申請期限　支給額、申請期限については、今後発表予定■その他　支給要件の詳細や具体的な手続きは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。 |
| お問い合わせ | ホームページ　厚生労働省　小学校休業等対応助成金・支援金　検索・雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（厚生労働省）・電話：０１２０ー６０ー３９９９・受付時間：９：００～２１：００（土日・祝日含む） |

**●事業活動に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金****(県独自対策地域・まん延防止等重点措置地域)** |
| 支援の種類 | 協力金 |
| 概要 | 県内の飲食店等に対し、午前５時～午後８時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえで全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。​●対象期間　（いわき市） 県独自対策　　 ： 令和３年７月３１日（土）～ 令和３年８月７日（土）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（７月２８日（水）～７月３０日（金）も申請可）まん延防止等重点措置 ： 令和３年８月８日（日）～ 令和３年９月３０日（木） （郡山市）県独自対策　　 　　　　　： 令和３年７月２６日（月）～ 令和３年８月２２日（日）　　　　　　　　　　　　　　　　　（７月２４日（土）・７月２５日（日）も申請可）まん延防止等重点措置　： 令和３年８月２３日（月）～ 令和３年９月２３日（木）（福島市）県独自対策　　 　　　　　： 令和３年７月３１日（土）～ 令和３年８月２５日（水）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（７月２８日（水）～７月３０日（金）も申請可）まん延防止等重点措置　： 令和３年８月２６日（木）～ 令和３年９月２３日（木）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（その他の地域）県独自対策　　 　　　　　：令和３年８月８日（日）～ 令和３年９月２０日（月）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（８月５日（木）～８月７日（土）も申請可）●交付額（県独自対策）次の２つの方式に基づき１日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。　A　前年度または前々年度の１日あたりの売上高に応じて１日あたり2.5～7.5万円 B　前年度または前々年度の１日あたりの売上高減少額の４割（１日あたりの上限額は「20 万円」または「前年度または前々年度の１日あたり売上高の３割」のいずれか低い額）。 （まん延防止等重点措置）次の２つの方式に基づき１日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。Ａ 前年度または前々年度の１日あたりの売上高に応じて１日あたり 3～10 万円Ｂ 前年度または前々年度の１日あたりの売上高減少額の４割（１日あたりの上限額は「20 万円」）●申請に必要な書類及び申請期間〇要請対象期間：８月分（7月分を含む）　 ・ ９月１日（水）から１０月２９日（金）まで　〇要請対象期間：９月分　・　県独自対策地域：９月２１日（火）から１１月３０日（火）まで・　まん延防止等重点措置地域（郡山市・福島市）:９月２４日（金）から１１月３０日（火）まで・　まん延防止等重点措置地域（いわき市）:１０月１日（金）から１１月３０日（火）まで予定 ※ 郵送の場合、申請期間最終日の消印有効です。また、申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。 |
| 活用できる方活用できる方 | **●対象店舗**通常午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗。ただし、以下の対象外店舗を除く。（県独自対策については、接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店）※対象外店舗以下の（１）～（10）の店舗は対象外となります（１）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗（２）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗（３）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店（４）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー（５）ネットカフェ・漫画喫茶（６）飲食スペースを有さないキッチンカー（７）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合（８）結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合（９）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合（10）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）　**●交付要件**（県独自対策）※8月8日以降のいわき市、8月23日以降の郡山市、8月26日以降の福島市内の店舗を除く。次の「ア」から「キ」までの要件を全て満たすこと。ア　福島県内に対象店舗を有すること。イ　対象店舗において、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和３年８月８日（日）午後８時から令和３年９月２１日（火）午前５時までの期間、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供を午後７時までとすること。※1 ※2 ※3 ※4ウ　対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。エ　業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。オ　令和３年８月５日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和３年９月２１日以降であること。カ　対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。キ　福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと※１　令和３年８月５日、８月６日又は８月７日から営業時間の短縮を実施した場合には、交付対象期間に含めます。※２　時短営業には、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和３年８月８日（日）午後８時から令和３年９月２１日（火）午前５時までの期間、休業している場合を含みます。※３　通常、午後８時までの営業であった店舗は交付対象外となります。※４　時短営業を開始した日から令和３年９月２１日（火）午前５時まで連続して時短営業することが必要です。（まん延防止等重点措置）※8月8日以降のいわき市、8月23日以降の郡山市、8月26日以降の福島市内の店舗。次の「ア」から「ク」までの要件を全て満たすこと。ア　いわき市・郡山市・福島市内に対象店舗を有すること。イ　対象店舗において、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、それぞれのまん延防止等重点措置期間の**すべてで**、午前５時から午後８時までの間に営業時間を短縮するとともに、終日酒類の提供を自粛すること。※1 ※2 ※3ウ　店内にカラオケ設備がある場合、終日利用自粛すること。エ　対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。オ　業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。カ　時短営業要請日（いわき市：８月5日、郡山市：８月20日、福島市：８月23日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が要請期間最終日（郡山市・福島市：9月24日、いわき市：10月1日）以降であること。キ　対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。ク　福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。※１　時短営業には、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、重点措置期間を休業している場合も含みます。※２　通常、午後８時までの営業であった店舗は交付対象外となります。※３　原則として重点措置期間のすべてを、全面的に時短要請にご協力いただけない場合は交付対象外となります。 |
| お問い合わせ | ●県独自対策福島県協力金コールセンター（電話）024-521-8575（受付時間：毎日９時30分から17時30分まで）・要請対象期間が８月31日までの分（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-others.html・要請対象期間が９月１日から９月30日までの分（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-others-extension.html●まん延防止等重点措置いわき・郡山市・福島市地区協力金コールセンター　（電話）024-521-8562（受付時間：毎日９時から１７時まで）・要請対象期間が8月31日までの分（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/iwaki-kooriyama-fukushima.html・要請対象期間が９月１日から９月30日までの分（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）[http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyouryokukin-iwaki-kooriyama- fukushima.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyouryokukin-iwaki-kooriyama-%20fukushima.html)​ |
| 制度の名称 | **売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）第３弾** |
| 支援の種類 | 一時金 |
| 概要 | 福島県まん延防止等重点措置等（以下「本措置」という。）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。●交付額一律　３０万円●申請に必要な書類○ 売上の減少した中小事業者に対する一時金交付申請書○ 事業活動が分かる書面○ 令和３年分の営業状況が分かる資料〇 令和元年又は令和２年の確定申告書の写し〇 振込先の通帳の写し　等●申請期間９月１日（水）から１１月１２日（金）まで* 令和３年９月の売上が減少したことにより申請される場合には、令和３年１０月１日（金）以降、申請可能です。
 |
| 活用できる方 | 対象事業者本措置に基づく要請に伴い、①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等②不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等主な交付要件（１）県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等（２）本措置に基づく要請に伴い、①飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行事業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定）により、令和３年８月又は９月の売上が、令和元年または令和２年の同月と比べて３０％以上減少したこと。（３）本措置の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。 |
| お問い合わせ | ●本県版一時金第３弾ホームページhttps://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part3.html●福島県一時金コールセンター（電話）024-521-8572（受付時間）毎日９時30分から17時30分まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **福島県大規模施設等協力金** |
| 支援の種類 | 協力金 |
| 概要 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、まん延防止等重点措置区域内における１，０００平方メートルを超える大規模な集客施設に対し、２０時までの営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）を要請し、営業時間の短縮にご協力いただいた特定大規模施設運営事業者やテナント事業者の皆様に対して、協力金を支給いたします。●まん延防止等重点措置の対象区域及び対象期間　（いわき市）　：令和３年８月８日（日）～令和３年９月３０日（木）　（郡山市）　 ：令和３年８月２３日（月）～令和３年９月２３日（木）　（福島市）　 ：令和３年８月２６日（木）～令和３年９月２３日（木）●交付額＜特定大規模施設事業者向け＞〇 特定大規模施設を運営する事業者に対して、時短要請に協力した日ごとに１日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。〇 １日あたりの交付額＝大規模施設の自己利用部分面積※1に係る単位数※２×２０万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」※1 特定大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積※2 １，０００平方メートルを１単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：０～２，０００平方メートル未満は１単位、２，０００平方メートル以上～３，０００平方メートル未満は２単位）＜テナント事業者向け＞〇 特定大規模施設または１，０００平方メートル超のイベント関連施設とのテナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、時短要請に協力した日ごとに１日あたりの交付額を算定し、それを合算した額を交付します。〇 １日あたりの交付額＝テナント店舗面積※3に係る単位数※4×２万円×「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」※3 一般消費者向け事業を営むテナント事業者が特定大規模施設または１，０００平方メートル超のイベント施設から賃借又は分譲された専用の区画面積※4 １００平方メートルを１単位としてカウントし、単位未満は切り捨てます。（例：２００平方メートル未満は１単位、２００平方メートル以上～３００平方メートル未満は２単位）＜加算措置＞〇詳しくは県ホームページをご覧ください。●申請に必要な書類及び申請期間　１０月１日（金）から申請の受付を開始する予定です。　申請方法等の詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。 |
| 活用できる方 | 対象事業者以下の(1)または(2)に該当する事業者が対象です。(1)要請対象施設における特定大規模施設運営事業者(2)要請対象施設における特定大規模施設またはイベント関連施設内のテナント事業者（テナントが入居する大規模施設が時短営業に協力することが必要）※国及び地方公共団体その他これに類する法人は協力金の対象外となります。 |
| お問い合わせ | ●福島県大規模施設等協力金ホームページ【いわき市版】http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-daikibo-extension.html【郡山市版】 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/koriyama-kyoryokukin-daikibo.html【福島市版】 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/fukushima-kyoryokukin-daikibo.html●いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター　（電　　話）０２４－５２１－８５６２　（受付時間）毎日９時から１７時まで​ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者に対し、必要とする設備資金及び運転資金の貸付を行う。　・貸付限度額　　6,000万円以内　・貸付利率　　貸付後３年間は基準利率(※)－0.9％　　(※)基準利率は日本政策金融公庫にお問い合わせください。　・担　 保　　担保は徴しない。　・保証人　　次の場合保証人を徴しない。　　　　　　 　①法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること。　　 ②債務超過でないこと。 |
| 活用できる方 | 生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの(1)最近１ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して５％以上減少していること又はこれと同様の状況にあること(2)中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること |
| お問い合わせ | ●日本政策金融公庫福島支店　電話：０２４－５２２－９２４１（中小企業事業） |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）** |
| 支援の種類 | 助成金 |
| 概要 | ●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。【新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間】■適用期間　休業等の初日が令和２年４月１日から令和３年１１月３０日まで　　■対象労働者　新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６ヶ月未満の労働者についても助成。なお、令和２年４月１日から令和３年１１月３０日までの「緊急対応期間」においては、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。■助成率　中小企業　２／３、大企業　１／２　（※いずれも上限があります。）　　　　　　　　　　　「緊急対応期間」においては、中小企業　４／５、大企業　２／３（解雇等を行わない場合は、中小企業　９／１０、大企業　３／４）※　特に業況が厳しい事業主への助成率は４／５（解雇等を行っていない場合は１０／１０）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※　これまでの特例措置の内容を一部変更して、下記のとおり令和３年１１月３０日まで特例措置が延長される予定。【雇用調整助成金助成率等】（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（金額は１人１日あたりの上限額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判定基礎期間の初日 | ～令和３年4月末 | 令和３年5～11月末 |
| 中小企業 | 原則的な措置【全国】 | 4/5(10/10)上限15,000円 | 4/5(9/10)上限13,500円 |
| 業況特例【全国】 | - | 4/5(10/10)上限15,000円 |
| 地域特例（重点措置区域）（注１）まん延防止等重点措置 |  | 　　4/5(10/10)上限15,000円 |
| 大企業 | 原則的な措置【全国】 | 2/3(3/4)上限15,000円 | 2/3(3/4)上限13,500円 |
| 業況特例【全国】 | 4/5(10/10)上限15,000円 | 4/5(10/10)上限15,000円 |
| 地域特例（重点措置区域）（注１）まん延防止等重点措置 | 4/5(10/10)上限15,000円 | 　4/5(10/10)上限15,000円 |

注1　重点措置区域とは、緊急事態措置の実施区域またはまん延防止等重点措置の対象区域をいいます。（知事による要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主を対象）■支給要件等： その他、適用となる休業や対象となる事業主について、支給にあたって要件があります。地域特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1／40以上）を問わず支給される予定です。詳細については下記までお問い合わせください。 |
| 活用できる方 | ■雇用保険適用事業主であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象（その他の支給要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。） |
| お問い合わせ | ●福島労働局職業安定部職業対策課　電話：０２４－５２９－５４０９（直通）●お近くのハローワーク |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **産業雇用安定助成金** |
| 支援の種類 | 助成金 |
| 概要 | 　新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成金を支給する。　■概要　○適用日：令和3年1月1日からの出向に対して助成。　　○前　提：出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提、その他条件あり。○出向運営経費　　出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 中小企業 | 中小企業以外 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 上限額（出向元・先の計） | 12,000円/日 |

○出向初期経費　　　就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 出向元 | 出向先 |
| 助成額 | 各10万円/1人あたり（定額） |
| 加算額（※） | 各5万円/1人あたり（定額） |

　　（出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以降の出向運営経費のみが助成対象となる。（出向初期経費は支給されない。））（※）出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算が行われる。　■支給方法等　　・出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成し、負担割合を決め都道府県労働局またはハローワークへ提出（手続きは出向元事業主）　・支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金が支給される。 |
| 活用できる方 | ①　新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）②　当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主） |
| お問い合わせ | ●くわしくは厚生労働省ホームページ　産業雇用安定助成金　　検索　●お近くのハローワーク |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス対策特別資金（福島県中小企業制度資金）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。(1)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第２条第６項の規定に基づく中小企業者であると認められた者。（危機関連保証）県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。売上高の減少について市町村長の認定が必要。①　最近１ヵ月の売上高等が前年同月に比して１５％以上減少していること②　その後２ヵ月を含む３ヵ月間の売上高等が前年同期に比して１５％以上減少することが見込まれること(2)新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証４号）上記売上高等の減少が２０％以上の場合、セーフティネット保証４号に該当する。売上高の減少について市町村長の認定が必要。　■　融資限度　運転資金、設備資金　8,000万円（併用時は8,000万円限度）　■　融資期間　10年以内（うち据置１年以内）　■　融資利率　固定　年1.5％以内 ■　保証料率　必ず信用保証協会の保証付きとなります。　　　　　　　　　年0.5％(責任共有制度対象外100％保証)　■　担　　保　審査により必要になる場合があります。　■　保証人　 法人は原則として１名以上、個人は必要により（原則第三者保証人は不要）　■　取扱期間　令和3年12月31日保証申込受付、令和4年1月31日融資実行分まで※セーフティネット保証４号及び危機関連保証の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。　（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。 |
| お問い合わせ | ●【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）●【制度内容の照会】福島県経営金融課　電話：０２４－５２１－７２８８ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **外的変化対応資金（福島県中小企業制度資金）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●対象者：県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。(1)　最近の経済的環境の変化により、業況が悪化している者で次のいずれかに該当すること。　　　　ア　最近３ヵ月間又は６ヵ月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが過去１０年間のうちいずれかの年度の同期に比し３％以上減少し、又は減少する見込みが確実であり、かつ、前年同期に比し減少し、又は減少する見込みが確実であること。　　　　イ　最近３ヵ月間又は６ヵ月間の営業利益がマイナスになるなど、収益状況及び資金繰りの悪化等が前号に準ずる事態と認められること。(2)　中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証５号）(3)　中小企業信用保険法第２条第６項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者。（危機関連保証）(4)　その他　■　融資限度　運転資金、設備資金　7,000万円（併用時は7,000万円限度）まで　■　融資期間　１０年以内（うち据置3年以内）　■　融資利率　変動　年1.5%以内固定　年1.7％以内 ■　保証料率　必ず信用保証協会の保証付きとなります。　　　　　　　　　年0.35～1.35％　■　担　　保　審査により必要になる場合があります。　■　保証人　 法人は原則として１名以上、個人は必要により　■　取扱期間　令和3年４月１日より令和4年３月３１日融資実行分まで　（注）融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。 |
| お問い合わせ | ●【融資の申込・相談】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）●【制度内容の照会】福島県経営金融課　電話：０２４－５２１－７２８８ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 制度の内容 | ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者に対しての融資制度です。●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額・償還期間は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。○国民生活事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸 | 付 限 度 | 額 | 別枠で6,000万円 |
| 償 | 還 | 期 | 間 | 設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）運転資金15年以内（うち据置期間5年以内） |

○中小企業事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸 | 付 限 度 | 額 | 別枠で３億円 |
| 償 | 還 | 期 | 間 | 設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）運転資金15年以内（うち据置期間5年以内） |

●実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。 |
| 活用できる方 | 中小企業・小規模事業者 |
| お問い合わせ | ●国民生活事業　日本政策金融公庫　福島支店　　　０２４－５２３－２３４１郡山支店　　　０２４－９２３－７１４０会津若松支店　０２４２－２７－３１２０いわき支店　　０２４６－２５－７２５１●中小企業事業　日本政策金融公庫　福島支店　　　０２４－５２２－９２４１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症特別貸付（商工組合中央金庫）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 制度の内容 | ●新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中堅企業・中小企業に対しての融資制度です。●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。○中小企業向け制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸 | 付 限 度 | 額 | 元高：20億円以内　残高：3億円以内 |
| 償 | 還 | 期 | 間 | 設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）運転資金15年以内（うち据置期間5年以内） |

○中堅企業向け制度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸 | 付 限 度 | 額 | 定めなし |
| 償 | 還 | 期 | 間 | 設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）運転資金15年以内（うち据置期間5年以内） |

●「特別利子補給制度」 により当初 3 年間 は 、金利０％となるまでの利子補給を受けることができます。（４年目以降はこの利子補給はありません。）  |
| 活用できる方 | 中堅企業・中小企業 |
| お問い合わせ | ●商工組合中央金庫　福島支店　　　　０２４－５２６－１２０１会津若松営業所　０２４２－２６－２６１７ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症関連　マル経融資（小規模事業者経営改善資金）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。＜融資限度額＞通常の融資額 ＋ 別枠1,000万円＜利率＞【当初3年間】　特別利率F － 0.9％（別枠の1,000万円以内）（注）【4年目以降】　特別利率F＜返済期間（うち据置期間）＞設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内））運転資金　7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内））（注）1　 「特別利率F-0.9％」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。2　一部の対象者については、特別利率F-0.9％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。 |
| 活用できる方 | ●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。 |
| お問い合わせ | ・日本政策金融公庫　福島支店　　　０２４－５２３－２３４１郡山支店　　　０２４－９２３－７１４０会津若松支店　０２４２－２７－３１２０いわき支店　　０２４６－２５－７２５１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **生活衛生改善貸付　新型コロナウイルス感染症関連** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●生活衛生改善貸付（生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付） は、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。＜融資限度額＞通常のご融資額＋別枠1,000万円＜利率＞【当初3年間】特別利率F-0.9％（別枠の1,000万円以内）（注）【4年目以降】特別利率F（注）1　 「特別利率F-0.9％」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率 -0.9%」の適用限度額に含まれます。2 一部の対象者については、特別利率F-0.9％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。＜ご返済期間（うち据置期間）＞設備資金10年以内（4年以内（別枠の1,000万円以内））運転資金　7年以内（3年以内（別枠の1,000万円以内）） |
| 活用できる方 | ●新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年同期と比較して5％以上減少している方 |
| お問い合わせ | ・日本政策金融公庫　福島支店　　　０２４－５２３－２３４１郡山支店　　　０２４－９２３－７１４０会津若松支店　０２４２－２７－３１２０いわき支店　　０２４６－２５－７２５１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金にお使いいただけます。＜融資限度額＞【旅館業】別枠3,000万円【飲食店営業および喫茶店営業】別枠1,000万円＜利率＞基準利率ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、[特別利率C]＜ご返済期間（うち据置期間）＞7年以内（2年以内） |
| 活用できる方 | ●新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方１　次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること（1）最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10％以上減少していること（2）業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の売上高の平均額に比較して10％以上減少していること２　中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること |
| お問い合わせ | ・日本政策金融公庫　福島支店　　　０２４－５２３－２３４１郡山支店　　　０２４－９２３－７１４０会津若松支店　０２４２－２７－３１２０いわき支店　　０２４６－２５－７２５１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金にお使いいただけます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
| 融資限度額 | 4,800万円 | 直接貸付 7億2千万円 |
| 利　　　率 | 基準利率 | 基準利率（長期運転資金に限り、上限3％）※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 |
| 返済期間 | 設備資金　15年以内＜うち据置期間3年以内＞運転資金　　8年以内＜うち据置期間3年以内＞ |

 |
| 活用できる方 | ●社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方１　最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5％以上減少している方２　最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5％以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方３　最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方４　最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方５　社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方６　最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方７　前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方８　前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 |
| お問い合わせ | ・国民生活事業　日本政策金融公庫　福島支店　　　　０２４－５２３－２３４１郡山支店　　　　０２４－９２３－７１４０会津若松支店　０２４２－２７－３１２０いわき支店　　　 ０２４６－２５－７２５１・中小企業事業　日本政策金融公庫　福島支店　　　　０２４－５２２－９２４１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **福島県信用保証協会における特別保証制度等** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 概要 | ●主な国制度融資一覧コロナウイルス感染症関連の主な国の制度融資は下記のとおりです。売上等の減少度合いによりご利用いただける制度が異なりますのでご注意ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 売上高等減少率 | ２０％以上 | １５％以上 | ５％以上 |
| 制度名称 | セーフティネット保証４号（略称：ＳＮ４号） | 危機関連保証（略称：危機関連） | セーフティネット保証５号（略称：ＳＮ５号） |
| 融資限度額  | ２億８,０００万円 | ２億８,０００万円 | ２億,８０００万円 |
| 融資期間 | 運転 １０年以内設備 ２０年以内 | １０年以内（うち据置期間２年以内） | 運転 １０年以内設備 ２０年以内 |
| 融資利率 | 金融機関所定利率 |
| 信用保証料率 | 年０.８０％ | 年０.７５％ |
| 連帯保証人 | 法人は原則代表者のみ、個人は原則不要 |
| 担保 | 必要に応じ |
| 必要書類 | 売上等減少に関する市町村⻑の認定が必要になります。 |

●主な県制度融資一覧コロナウイルス感染症関連の主な県制度融資は下記のとおりです。上記の国の制度融資に県独自の枠組みを設け、よりご利用いただきやすい制度となっています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 売上高等減少率 | 20、15、5％以上(危機関連、SN4、5号) | ２０％以上(ＳＮ４号) | １５％以上(危機関連) | ５％以上(ＳＮ５号) | ３％以上 |
| 制度名称 | ・福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」 | ・福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金」 |
| 融資限度額  | 【実質無利子型】３，０００万円 | ８,０００万円 | ５,０００万円 | 運転 ５,０００万円設備 ７,０００万円 |
| 融資期間 | １０年以内(うち据置期間５年以内) | １０年以内(うち据置期間１年以内) | １０年以内(うち据置期間１年以内) | １０年以内(うち据置期間３年以内) |
| 融資利率 | 当初３年間無利子(固定 年１.５％以内) | 固定 年１.５％以内  | 固定 年１.７％以内 | 変動 年１.５％以内固定 年２.０％以内 |
| 信用保証料率 | 事業者負担ゼロもしくは１/２(年０.８５%) | 年０.５０％ | 年０.７０％ | 年０.６５％ | 年０.３５％〜１.３５％ |
| 連帯保証人 | 法人は原則代表者のみ、個人は原則不要 |
| 担保 | 必要に応じ |
| 必要書類 | 売上等減少に関する市町村⻑の認定が必要になります。 | 売上等減少に関する資料が必要になります。 |

 |
| 活用できる方 | ●県内に事業所を有する中小企業者・小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上等が減少している（減少見込み）の事業者 |
| お問い合わせ | ●お近くの営業店・支店、またはお取引のある金融機関までご相談ください。【平日】　９時～１７時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電話 | 担当地域 |
| 福島営業店  | ０２４ー５２６ー１５３０ | 福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡 |
| 郡山支店 | ０２４ー９３２ー２７６９ | 郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く） |
| 白河支店 | ０２４８ー２４ー０１５６ | 白河市、⻄白河郡、東白川郡、石川郡浅川町 |
| 会津支店 | ０２４２ー２３ー９１７１ | 会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡 |
| いわき支店 | ０２４６ー２３ー３５７０ | いわき市 |
| 相双支店 | ０２４４ー２３ー５１０５ | 南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡 |

【休日（土・日・祝日）】　９時～１７時総務部 総務企画課 ０２４ー５２６ー２３３１（県内全域のご相談を受け付けています。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業** |
| 支援の種類 | 　補助金 |
| 概要 | ●新型コロナウイルスの影響により多大な影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するため、感染拡大防止対策等にかかる経費の補助を行う。●対象施設：補助対象者が運営する旅館・ホテル・簡易宿所●対象事業：令和２年５月１４日～令和３年１２月３１日に実施する下記の事業が対象となります。※ただし、国、県から補助を受ける（受けた）取組は補助対象外。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 補助率 | 補助対象経費 |
| ①感染拡大防止対策に必要となる設備、機械及び必需品等の導入 | ４／５ | ・サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーターの購入費・リース料　等・マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類の購入費 等 |
| ②マイクロツーリズム、ワ―ケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組 | ３／４ | ・ワーケーションスペースを用意するための改修や無線ＬＡＮの整備　等 |

　●補助上限額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象施設の部屋数 | ５０室以上 | ３０～４９室 | ２９室以下 |
| 対象経費上限額 | １，０００万円 |
| 補助上限額 | ①８００万円　②７５０万円 |

●申請受付期間：~~令和３年６月２２日～令和３年７月３０日（第１次申請期間）~~　　受付終了令和３年８月３０日～令和３年１０月８日（第２次申請期間）※ 第３次以降の受付期間は改めてお知らせします。 |
| 活用できる方 | ●県内の宿泊事業者旅館業法の許可を受けている宿泊事業者のうち、旅館・ホテル・簡易宿所を営む者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。 |
| お問い合わせ | 福島県宿泊事業者支援事務局（株式会社日進堂印刷所内）〒９６０－２１９４　福島市庄野字柿場１－１電話：０１２０－２２１－５５７　　　※受付時間：平日９：００～１７：００（土日祝は除く）メール：support-tif@nisshindo.co.jp |

●**農林水産業に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **農林漁業者向け支援等情報** |
| 支援の種類 | 支援制度の紹介（貸付（融資）、補助、補てん金等）ほか |
| 概要 | ●県ホームページに「新型コロナウイルス感染症対策に係る農林水産分野支援等情報」を掲載しています。※掲載先URLhttps://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html |
| 活用できる方 | ●県内の農林漁業者等 |
| お問い合わせ | ●福島県農林水産部農林企画課　電話024-521-7319 |

**●建設業に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **建設業法に基づく工事現場への配置技術者の要件緩和** |
| 支援の種類 | 学校の臨時休業対策 |
| 概要 | ●工事現場に配置された監理技術者等が、学校の臨時休業に伴う育児のため短期間工事現場を離れること及び工期途中で交代することを認める。また、学校の臨時休業に伴う育児のため、建設業者に、公共工事の現場に専任の監理技術者等として配置できる「３ヵ月以上の雇用関係にある技術者」がいない場合は、３ヵ月未満の雇用関係にある者の配置を認める。 |
| 活用できる方 | ●小学校等に通う子の保護者及びその保護者が勤務する建設業者 |
| お問い合わせ | ●土木部建設産業室　電話：０２４－５２１－７４５２ |

**（共通）**

* **各種相談に関すること**

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナウイルス感染症の感染疑いのある方の相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前にご連絡ください。 |
| お問い合わせ | ●受診・相談センター電話：０１２０－５６７－７４７毎日（24時間／土日祝日含む） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●県の対策や予防法などの相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●福島県一般相談（コールセンター）電話：０１２０－５６７－１７７Fax ：０２４－５２１－７９２６平日 8時３０分～21時 土日祝日 ８時３０分～１７時１５分※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。●厚生労働省厚生労働省相談窓口電話：*０１２０－５６５６５*３土日・祝日含む ９時～２１時 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナウイルス感染症に関する「こころ」の相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方は多くおられます。「こころ」の健康についての相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。 |
| お問い合わせ | ●こころの電話（福島県精神保健福祉センター）電話：０２４－５３５－５５６０平日　９時～１７時 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナワクチン接種の会場や予約方法等** |
| 相談内容、概要等 | ●ワクチン接種の会場や予約方法等については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。 |
| お問い合わせ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 市町村名 | 問合せ先名称 | 問合せ先電話番号 | 予約電話番号(変更予約の番号を含む。) |
| 県北 | 福島市 | 福島市コロナワクチン予約・相談センター | 050-5577-2804 | 050-5445-4355 |
| 地域 | 二本松市 |  新型コロナワクチン接種予約相談センター | 0570-050-557 | 0570-050-557 |
|  | 伊達市 | 伊達市コロナワクチン接種予約・相談センター | 0120-743-567 | 0120-743-567 |
|  | 本宮市 | 新型コロナワクチン接種予約相談センター | 0570-050-557 | 0570-050-557 |
|  | 桑折町 | 桑折町役場　健康福祉課 | 024-582-1133 | 050-8885-1060 |
|  | 国見町 | 国見町役場　ほけん課　新型感染症対策室 | 024-585-2179 | 050-8885-1070 |
|  | 川俣町 | 川俣町コロナワクチン予約・相談センター | 024-597-6321 | 024-597-6321 |
|  | 大玉村 | 新型コロナワクチン接種予約相談センター | 0570-050-557 | 0570-050-557 |
| 県中 | 郡山市 | 郡山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター | 0120-994-883 | 0120-567-362 |
| 地域 | 須賀川市 | 須賀川市新型コロナワクチン接種コールセンター | 0120-567-455 | 0120-567-455 |
|  | 田村市 | 田村市新型コロナワクチン相談ダイヤル | 0247-81-2512 | 0247-61-7833 |
|  | 鏡石町 | 鏡石町コールセンター | 0120-006-873 | 0120-006-873 |
|  | 天栄村 |  天栄村コールセンター | 0248-94-8892 | 0248-94-8892 |
|  | 石川町 | 石川町コロナワクチン接種コールセンター | 0247-26-9130 | 0247-26-9130 |
|  | 玉川村 | 玉川村保健センター | 0247-37-1024 | 0247-37-1024 |
|  | 平田村 | 平田村健康福祉課 | 0247-55-3119 | 0247-55-3119 |
|  | 浅川町 | 浅川町保健センター | 0247-36-4722 | 0120-501-530 |
|  | 古殿町 | 古殿町健康管理センター | 0247-53-4038 | 0120-534-038 |
|  | 三春町 | ワクチン予約センター | 0247-61-7311 | 0247-61-7311 |
|  | 小野町 | 小野町役場　健康福祉課 | 0247-72-6934 | 0247-72-6934 |
| 県南 | 白河市 | 白河市新型コロナワクチンコールセンター | 0120-567-343 | 0120-567-343 |
| 地域 | 西郷村 | 西郷村健康推進課 | 0248-25-1115 | 0248-25-3567 |
|  | 泉崎村 | 泉崎村コロナワクチン予約・相談窓口 | 0248-21-5664 | 0248-21-5664 |
|  | 中島村 | 中島村保健福祉課 | 0248-52-2174 | 0248-52-2174 |
|  | 矢吹町 | 矢吹町保健福祉課 | 0248-44-2300 | 0248-44-2300 |
|  | 棚倉町 | 棚倉町コロナワクチン相談窓口 | 0120-567-542 | 0120-567-542 |
|  | 矢祭町 | 矢祭町予約専用ダイヤル | 0247-46-4581 | 0247-46-3750 |
|  | 塙町 | 塙町予約専用ダイヤル | 0247-43－2115 | 0247-57-5799 |
|  | 鮫川村 | 鮫川村予約専用ダイヤル | 0247-49-3112 | 0247-57-6331 |
| 会津 | 会津若松市 | 会津若松市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター | 0570-026-263 | 0120-050-503 |
| 地域 | 喜多方市 | 喜多方市新型コロナウイルスワクチンコールセンター | 0241-23-8220 | ー |
|  | 北塩原村 | 北塩原村保健センター | 0241-28-3733 | 0241-28-3733 |
|  | 西会津町 | 西会津町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口 | 0241-45-2269 | 0241-45-2269 |
|  | 磐梯町 | 磐梯町保健福祉センター | 0242-73-3101 | 0242-73-3101 |
|  | 猪苗代町 | 猪苗代町保健福祉課 | 0242-62-2115 | ー |
|  | 会津坂下町 | 両沼地方コロナワクチンコールセンター | 0570-020-260 | 0570-020-260 |
|  | 湯川村 | 両沼地方コロナワクチンコールセンター | 0570-020-260 | 0570-020-260 |
|  | 柳津町 | 両沼地方コロナワクチンコールセンター | 0570-020-260 | 0570-020-260 |
|  |  | 柳津町役場　町民課 | 0241-42-2118 | ー |
|  | 三島町 | 両沼地方コロナワクチンコールセンター | 0570-020-260 | 0570-020-260 |
|  |  | 三島町役場　町民課 | 0241-48-5565 | ー |
|  | 金山町 | 金山町 | 0241-54-5135 | 0570-020-260 |
|  | 昭和村 | 昭和村保健福祉課 | 0241-57-2645 | 0241-57-2645 |
|  | 会津美里町 | 両沼地方コロナワクチンコールセンター | 0570-020-260 | 0570-020-260 |
| 南会 | 下郷町 | 下郷町健康福祉課 | 0241-69-1199 | 070-7421-4108070-7421-4109 |
| 津地 | 檜枝岐村 | 檜枝岐村 | 0241-75-2502 | 0241-75-2502 |
| 域 | 只見町 | 只見町保健福祉課保健係 | 0241-84-7005 | ー |
|  | 南会津町 | 南会津町健康福祉課健康増進係 | 0241-62-6180 | ー |
| 相双 | 相馬市 | 相馬市新型コロナワクチン接種コールセンター | 0244-37-7567 | ー |
| 地域 | 南相馬市 | 南相馬市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター | 0120-268-237 | 0120-268-237 |
|  | 広野町 | 広野町コロナワクチンコールセンター | 0120-567-513 | 0120-567-513 |
|  | 楢葉町 | 楢葉町住民福祉課 | 0240-23-6102 | 0240-23-6102 |
|  | 富岡町 | 富岡町コロナワクチンコールセンター | 0120-811-001 | 0120-811-001 |
|  | 川内村 | 川内村　保健福祉課 | 0240-38-2941 | 0240-38-2941 |
|  | 大熊町 | 大熊町新型コロナワクチン接種コールセンター | 0120-205-808 | 0120-205-808 |
|  | 双葉町 |   | ー | ー |
|  | 浪江町 | 浪江町コロナワクチンコールセンター | 0240-23-5720 | 0240-23-5720 |
|  | 葛尾村 | 葛尾村新型コロナ予約専用ダイヤル | 080-2110-3188 | 080-2110-3188 |
|  | 新地町 | 新地町新型コロナワクチン接種相談・予約センター | 0244-62-3942又は4998 | 0244-62-3942又は4998 |
|  | 飯舘村 | 飯舘村相談窓口 | 0244-26-7911 | ー |
| いわき地域 | いわき市 | いわき市新型コロナワクチン接種コールセンター | 0246-30-9000 | 0246-30-9000 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナワクチン副反応に関する相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナワクチン接種に係る副反応等の専門的な相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター　電話：０１２０－３３６－５６７　毎日：９：００～２０：００ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナワクチン接種全般に関すること** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナワクチン接種全般に関する相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター　電話：０１２０－７６１－７７０　毎日：９：００～２１：００ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナワクチン詐欺に関する消費者トラブル** |
| 相談内容、概要等 | ●ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットライン（国民生活センター）　電話：０１２０－７９７－１８８　毎日：１０：００～１６：００ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **各市町村予防接種救済制度担当窓口** |
| 相談内容、概要等 | 新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度は予防接種法に基づくものとなっており、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた市町村にご相談ください。 |
| お問い合わせ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町村名 | 担当課名 | 電話番号 |
|
| 福島市 | 保健予防課　感染症対策係 | 024-572-3152 |
| 会津若松市 | 健康増進課新型コロナウイルス対策室 | 0242-39-12450242-23-9271 |
| 郡山市 | 保健・感染症課 | 024-924-2163 |
| いわき市 | 総務課　感染症対策係 | 0246 -27 -8595 |
| 白河市 | 健康増進課　予防管理係 | 0248-27-2112 |
| 須賀川市 | 健康福祉部　健康づくり課 | 0248-88-8122 |
| 喜多方市 | 保健課 | 0241-23-5074 |
| 相馬市 | 保健センター　 | 0244-35-4477 |
| 二本松市 | 健康増進課　予防係  | 0243-55-5109　 |
| 田村市 | 保健課　保健指導係 | 0247-81-2271  |
| 南相馬市 | 健康づくり課　健康企画係 | 0244-23-3680　 |
| 伊達市 | 健康推進課　健康管理係 | 024-575-1116 |
| 桑折町 | 保健福祉課 | 024-582-1133 |
| 国見町 | ほけん課 | 024-585-2111（代表） |
| 川俣町 | 保健福祉課 | 024-566-2111（代表） |
| 大玉村 | 健康福祉課 | 0243-48-3130 |
| 本宮市 | 保健課　健康増進係 | 0243-63-2780  |
| 鏡石町 | 健康福祉課健康グループ　 | 0248-62-2115 |
| 天栄村 | 住民福祉課　健康増進グループ | 0248-82-3800 |
| 下郷町 | 健康福祉課 | 0241-69-1199 |
| 檜枝岐村 | 住民課 | 0241-75-2502 |
| 只見町 | 保健福祉課 | 0241-84-7005  |
| 南会津町 | 健康福祉課 | 0241-62-6180 |
| 北塩原村 | 住民課　健康づくり班（保健センター） | 0241-28-3733 |
| 西会津町 | 健康増進課　健康支援係 | 0241-45-2269 |
| 磐梯町 | 町民課（保健福祉センター） | 0242-73-3101　　 |
| 猪苗代町 | 保健福祉課　健康づくり係 | 0242-62-2115 |
| 会津坂下町 | 生活課　健康増進係 | 0242-93-6169 |
| 湯川村 | 住民課　保健センター（湯川村保健センター） | 0241-27-3110 |
| 柳津町 | 町民課　保健衛生係 | 0241-42-2118 |
| 三島町 | 町民課　保健福祉係 | 0241-48-5565  |
| 金山町 | 住民課　保健福祉係 | 0241-54-5135 　　 |
| 昭和村 | 保健福祉課　保健係 | 0241-57-2646 |
| 会津美里町 | 健康ふくし課　健康増進係 | 0242-55-1145 |
| 西郷村 | 健康推進課　保健係 | 0248-25-1115 |
| 泉崎村 | 住民福祉課（保健福祉総合センター） | 0248-54-1335 |
| 中島村 | 保健福祉課 | 0248-52-2174 |
| 矢吹町 | 保健福祉課 健康増進係 | 0248-44-2300 |
| 棚倉町 | 健康福祉課（保健福祉センター）　 | 0247-33-7801  |
| 矢祭町 | 町民福祉課　健康づくりグループ　 | 0247-46-4581 |
| 塙町 | 健康福祉課 | 0247-43-2115  |
| 鮫川村 | 住民福祉課健康係 | 0247-49-3112 |
| 石川町 | 健康増進係（保健センター） | 0247-26-8416 |
| 玉川村 | 保健センター　 | 0247-37-1024 |
| 平田村 | 健康福祉課　健康増進係 | 0247-55-3119　 |
| 浅川町 | 浅川町保健センター　 | 0247-36-4722 |
| 古殿町 | 健康管理センター | 0247-53-4038 |
| 三春町 | 保健センター　 | 0247-62-5110 |
| 小野町 | 健康福祉課 | 0247-72-6934 |
| 広野町 | 健康福祉課 | 0240-27-3040　 |
| 楢葉町 | 住民福祉課　保健衛生係 | 0240-25-2111 |
| 富岡町 | 健康づくり課 | 0240-22-9003 |
| 川内村 | 保健福祉課 | 0240-38-2941 |
| 大熊町 | 保健福祉課 | 0240-23-7419 |
| 双葉町 | 健康福祉課　健康づくり係 | 0246-84-5205 |
| 浪江町 | 健康保険課　健康係 | 0240-34-0249 |
| 葛尾村 | 住民生活課　健康福祉係 | 0240-29-2112 |
| 新地町 | 健康福祉課 | 0244-62-2096 |
| 飯舘村 | 健康福祉課 | 0244-42-1637 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **福島県社会保険労務士会による無料電話相談** |
| 相談内容、概要等 | ●雇用調整助成金等の各種助成金に関する相談●有給休暇及び休業手当、休業に関する相談●新型コロナウイルス感染症における新たな助成金制度に関する相談など |
| お問い合わせ | ●電話：０２４－５２６－２２７０（福島県社会保険労務士会相談窓口）月～金（祝日を除く）9時～１６時 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（日本弁護士連合会）** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な問題、その他法的問題について、弁護士が相談に応じます。（事業者向け）　 【受付時間：平日午前１０時～正午、午後１時～午後４時】　※地域の弁護士会の専用窓口に繋がり、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との相談（一部地域を除く）ができます。身近に相談できる弁護士がいない中小企業の方々は是非ご利用ください。　※実際の相談実施までにお時間をいただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。 |
| お問い合わせ | ●中小企業のためのひまわりほっとダイヤル電話：０５７０－００１－２４０※お電話がつながらない場合は、「全国共通電話番号」（０５７０－０７３－５６７）またはオンライン申込みをご利用ください。　 ●オンライン申し込みフォーム　https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/chusho2015/online/　　　（パソコン、携帯、スマートフォン共通） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **人権相談（法務局）** |
| 相談内容、概要等 | ●差別、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、インターネット（ＳＮＳ等を含む。）上の書き込みなどの様々な人権問題について、相談を受け付けています。【受付時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分】※当分の間、面接による相談は見合わせ、電話又はインターネットでの利用となります。 |
| お問い合わせ | ●みんなの人権１１０番【全国共通人権相談ダイヤルです。】電話：０５７０－００３－１１０（全国共通・ナビダイヤル）●子どもの人権１１０番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】電話：０１２０－００７－１１０（全国共通・フリーダイヤル）●女性の人権ホットライン【セクシャル・ハラスメント、ＤＶなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】電話：０５７０－０７０－８１０（全国共通・ナビダイヤル）●インターネット人権相談受付窓口　https://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯、スマートフォン共通） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害相談** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別行為、誹謗中傷等の被害について、相談・助言・情報提供等を行い、必要に応じて法務局、県警などの専門関係機関を紹介します。 |
| お問い合わせ | ●福島県新型コロナウイルス感染症対策本部　総括班電　　　話：024-521-8647実施日時：祝日を除く月曜日から金曜日（午前9時～午後5時）対 象 者：福島県民のうち新型コロナウイルス感染症患者（及びその関係者） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **女性・男性のための相談** |
| 相談内容、概要等 | ●家族・夫婦・友人のこと、学校・職場・地域での悩み、女性・男性・LGBTの生きづらさについての相談、配偶者・恋人からの暴力（ＤＶ）についての相談を受け付けています。●その他、法律相談、女性のためのカウンセリングを行っています。 |
| お問い合わせ | ●福島県男女共生センター相談室（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約）電話：０２４３－２３－８３２０（一般相談）火・木～日／　９時～１２時、１３時～１６時水　　　　　／１３時～１７時、１８時～２０時（法律相談）第３水曜／１３時３０分～１５時３０分（１人３０分）（面接のみ）（カウンセリング）第１金曜／１０時～１１時（面接のみ）　　　　　　　　　　　第３金曜／１３時３０分～１４時３０分（面接のみ） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **性暴力等被害救援協力機関 “ＳＡＣＲＡふくしま”** |
| 相談内容、概要等 | ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行っています。 |
| お問い合わせ | ●ＳＡＣＲＡホットライン電話：０２４－５３３－３９４０（祝日、年末年始を除く）月・水・金／１０時～２０時火・木／１０時～１６時 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **女性のための相談支援センター** |
| 相談内容、概要等 | ●女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に応じます。【受付時間：午前９時～午後９時（祝日・年末年始を除く）】 |
| お問い合わせ | 電話：０２４－５２２－１０１０ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **DV相談** |
| 相談内容、概要等 | ●配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）に関する相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●DV相談＋（プラス）　 電話：０１２０－２７９－８８９（２４時間受付）　 メール：https://soudanplus.jp/ にアクセス（２４時間受付）　 チャット：https://soudanplus.jp/ にアクセス（受付時間：正午～午後１０時） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットライン** |
| 相談内容、概要等 | ●外国人住民の新型感染症への不安や生活面での相談に対し、最大４者間の同時通話により、保健師が助言を行います。●必要に応じて、受診・相談センター等につなぎ、通訳支援を行います。●相談は無料で、通話料はかかりません。（ＬＩＮＥ通話からもご利用いただけます。） ●対応言語：２０言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語） |
| お問い合わせ | ●実施日時：２４時間(土日祝含む)いつでも受付いたします。※保健師による対応は、平日の９：００～１７：００(祝日、１２月２９日～１月３日を除く)\\Ts5210ddbd\国際r2\各種通知＆照会\01各種照会\１月\210115新型コロナウイルス感染症支援制度ガイドブック（第１２版）\画像ver.2.jpg●電話：０１２０－９９２－８６０（フリーダイヤル）●相談方法：電話の上、お話ししたい言語を伝えてください。●ＬＩＮＥ通話を活用した電話でもホットラインをご利用できます。●下記ホームページに関連情報を掲載しております。　 「福島県国際課」　http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005e/fukushima-foreign-covid19hotline.html |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **外国人住民のための相談** |
| 相談内容、概要等 | ●外国人住民からの生活相談について、11言語で対応します。（法律相談(事前申込制)も可能）対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語 |
| お問い合わせ | ●実施日時【英語、中国語、日本語】（相談員による対応）火～土／９時～１７時１５分※職員の用務により、対応できない場合があります。【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（通訳員による対応）木／１０時～１４時※第4、5木曜は事前予約が必要です。【英語、中国語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】（外部の通訳サービスによる対応）火～土／９時～１７時１５分●実施場所（来所相談及び電話相談）福島県国際交流協会（福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） 　　 https:// www.worldvillage.org/電話：０２４－５２４－１３１６ ＦＡＸ：０２４－５２１－８３０８※日、月、祝日、年末年始は休業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **新型コロナウイルス感染症　多言語相談窓口****（特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター）** |
| 相談内容、概要等 | ●日本に居住・滞在する外国人の新型コロナウイルス感染症に関する不安や相談に対応します。●日本におけるコロナウイルス検査の体制、地域の相談窓口などの案内を通し、相談者の疑問や不安に対応します。●相談は無料で、通話料のみご負担いただきます。●受付期間を延長して、引き続き対応しています。【受付時間：平日１０時～１６時】 |
| お問い合わせ | ●お問い合わせ先

|  |
| --- |
| 相談窓口　０３－６２３３－９２６６ |
| 月曜日 | 英語・やさしいにほんご | 韓国語・フィリピン語 |
| 火曜日 | 英語・やさしいにほんご | 中国語・タイ語 |
| 水曜日 | 英語・やさしいにほんご | スペイン語 |
| ベトナム語（第２、第４水曜日のみ） |
| 木曜日 | 英語・やさしいにほんご | 中国語 |
| 金曜日 | 英語・やさしいにほんご | ポルトガル語 |
| 土日祝 | 英語・やさしいにほんご | ― |

●下記ホームページに関連情報を掲載しております。「特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター」https://www.amdamedicalcenter.com/ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **子どもに関する相談** |
| 相談内容、概要等 | ●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。 |
| お問い合わせ | ●児童相談所共通ダイヤル１８９にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **ダイヤルSOS、ふくしま24時間子どもSOS** |
| 相談内容、概要等 | 児童生徒の、感染症を理由としたいじめや偏見等に対する悩みの相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●ダイヤルSOS（福島県教育センター）　電話：０１２０－４５３－１４１（受付時間：平日１０時～１７時）●ふくしま２４時間子どもSOS　電話：０１２０－９１６－０２４（受付時間：２４時間／土日祝日含む） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **「こころ」の健康相談** |
| 相談内容、概要等 | ●眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、ご相談ください。 |
| お問い合わせ | ●こころの健康に関するご相談・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間／月～金（祝日を除く）９時～１７時電話：０５７０－０６４－５５６ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **消費生活相談** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナウイルスに関する下記のような相談や情報提供を受け付けています。事例１） ネットショップで注文した商品を返品したいが、新型コロナの影響で窓口対応が遅れており、業者と連絡がとれない。事例２） 新型コロナの影響で収入が減ったため、副業サイトに登録し利用料金を支払ったものの、当初の説明と違うので解約したい。 事例３） 新型コロナの影響で結婚式をキャンセルしたが、高額なキャンセル料を請求された。　　など |
| お問い合わせ | ●福島県消費生活センター受付時間：月～金／９時～１８時３０分、第4日曜／９時～１６時３０分電話 ０２４－５２１－０９９９ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **消費生活無料法律相談等** |
| 相談内容、概要等 | ●福島県消費生活センターでは、新型コロナウイルスの影響で、「収入が減少したので、住宅ローンや保険の見直しをしたい」、　　　「今後多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのか」　　　　など、　 生活設計について、専門家（ファイナンシャルプランナー）による無料相談を実施しています。　 また、抱えてしまった借金や多重債務についての問題なども、 法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談を実施しています。 |
| お問い合わせ | ●ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談 　　 　○相談日：原則、毎月第4木曜日　　　　○相談時間：午後１時〜午後５時　　　　○相談方法：電話相談及び来所相談　　　　　　　　　　　　　※事前に予約をお願いします。●弁護士・司法書士による法律相談　　　　○相談日：毎週木曜日及び原則毎月第４日曜日　　　　○相談時間：午後１時〜午後５時（日曜日　午前１０時～午後３時）　　　　○相談方法：電話相談及び来所相談(司法書士のみ)　　　　　　　　　　　　　※事前に予約をお願いします。【来所相談の予約/電話相談先】　福島県消費生活センター　相談専用電話　０２４−５２１−０９９９ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **事業資金相談ダイヤル** |
| 相談内容、概要等 | ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日９時～１7時）電話：０１２０－１５４－５０５ https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **中小企業労働相談所** |
| 相談内容、概要等 | ●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関すること、勤労者福祉に関すること、雇用に関すること、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からの相談を受け付けています。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。 |
| お問い合わせ | ●相談時間 ：平日９時～１６時電話：０１２０－６１０－１４５ |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **商工関係事業所相談** |
| 相談内容、概要等 | ●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労に関する相談を受け付けています。 |
| お問い合わせ | ●福島県経営金融課　　電話：０２４－５２１－７２８８●福島県雇用労政課　　電話：０２４－５２１－７２９０【受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝を除く）】 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **労働困りごと相談窓口（福島県労働委員会）** |
| 相談内容、概要等 | ●コロナ禍に起因する解雇、雇止め等をはじめ、職場でトラブルを抱えている労働者・使用者の皆さんからの労働に関する様々な困りごとの相談を受け付けています。秘密厳守。相談は無料です。 |
| お問い合わせ | ●〈電話〉でのご相談電話：０２４－５２１－７５９４受付時間：午前８時３０分～午後０時、午後１時～午後５時　（土日、祝日、年末年始を除く）●〈面接〉でのご相談福島県自治会館４階の事務局に直接お越しください。 　予約は不要ですが、事前にお電話をいただければ、よりスムーズに対応可能です。 　場所：福島市中町８－２　福島県自治会館　４階受付時間：午前８時３０分～午後０時、午後１時～午後５時（土日、祝日、年末年始を除く）※お車でお越しの場合 　県庁舎外来駐車場をご利用ください。 　また、県庁舎外来駐車場をご利用の際は、無料処理を行いますので、駐車券をご持参ください。●〈メール〉でのご相談メールによる相談送信フォームはこちら　　　　　　　　詳しくはホームページで福島県労働委員会　メール相談 |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **福島県信用保証協会相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●県内６か所の営業店・支店に「経営相談窓口」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や既存借入金の返済猶予・返済軽減などのご相談を受け付けております。 |
| お問い合わせ | ●特別相談窓口　【平日】　９時～１７時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電話 | 担当地域 |
| 福島営業店  | ０２４ー５２６ー１５３０ | 福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡 |
| 郡山支店 | ０２４ー９３２ー２７６９ | 郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く） |
| 白河支店 | ０２４８ー２４ー０１５６ | 白河市、⻄白河郡、東白川郡、石川郡浅川町 |
| 会津支店 | ０２４２ー２３ー９１７１ | 会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡 |
| いわき支店 | ０２４６ー２３ー３５７０ | いわき市 |
| 相双支店 | ０２４４ー２３ー５１０５ | 南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡 |

●休日電話相談　【土・日・祝日】　９時～１７時総務部 総務企画課 ０２４ー５２６ー２３３１（県内全域の相談を受け付けています。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口名 | **農林水産業に関する相談窓口** |
| 相談内容、概要等 | ●農業・林業・水産業それぞれの分野に関する経営相談や支援制度の紹介などを行う相談窓口を開設しております。【受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝を除く）】 |
| お問い合わせ | 　　●お問い合わせ先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当部署 | 電話番号 | 担当分野 |
| 農 | 林 | 水 |
| 県庁 | 農業振興課 | ０２４－５２１－７３３９ | ○ |  |  |
| 林業振興課 | ０２４－５２１－７４３２ |  | ○ |  |
| 水産課 | ０２４－５２１－７３７５ |  |  | ○ |
| 県北農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４－５２１－２６０４ | ○ |  |  |
| 伊達農業普及所 | ０２４－５７５－３１８１ | ○ |  |  |
| 安達農業普及所 | ０２４３－２２－１１２７ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４－５２１－２６３２ |  | ○ |  |
| 県中農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４－９３５－１３０１ | ○ |  |  |
| 田村農業普及所 | ０２４７－６２－３１１３ | ○ |  |  |
| 須賀川農業普及所 | ０２４８－７５－２１８０ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４－９３５－１３６１ |  | ○ |  |
| 県南農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４８－２３－１５６１ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４７－３３－２１２１ |  | ○ |  |
| 会津農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４２－２９－５３０１ | ○ |  |  |
| 喜多方農業普及所 | ０２４１－２４－５７４１ | ○ |  |  |
| 会津坂下農業普及所 | ０２４２－８３－２１１６ | ○ |  |  |
| 金山普及所 | ０２４１－５４－２８０１ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４１－２４－５７３１ |  | ○ |  |
| 南会津農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４１－６２－５６４４ | ○ |  |  |
| 南郷普及所 | ０２４１－７２－２２４３ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４１－６２－５３７１ |  | ○ |  |
| 相双農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４４－２６－１１４６ | ○ |  |  |
| 双葉農業普及所 | ０２４０－２３－６４７３ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４４－２６－１１７１ |  | ○ |  |
| 富岡林業指導所 | ０２４０－２３－６０８４ |  | ○ |  |
| いわき農林事務所 | 農業振興普及部 | ０２４６－２４－６１５４ | ○ |  |  |
| 森林林業部 | ０２４６－２４－６１９１ |  | ○ |  |
| 水産事務所 | ０２４６－２４－６１７２ |  |  | ○ |

　●　下記ホームページに関連情報を掲載しております。　　　「新型コロナウイルス感染症に係る情報（農林漁業者等向け）」福島県農林企画課ＨＰ　　　https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/corona01.html |

* **その他**

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の名称 | **遠隔手話通訳サービス（※福島県聴覚障害者協会実施）** |
| 支援の種類 | 通訳 |
| 概要 | ●聴覚に障がいのある方が帰国者・接触者外来等を受診、または入院等が必要になった場合、タブレットやスマートフォン等を使用して、福島県聴覚障害者協会が行う遠隔手話通訳を利用できるサービス。・利用時間　月～金（祝日除く）９時～１７時※ご自身のタブレットやスマートフォン等を使用する場合は、事前にアプリのダウンロードとIDの登録が必要です。　・Skype（スカイプ）　ID：fukushima.zs4 ・FaceTime（フェイスタイム）　ID:fukusima.zs4@icloud.com |
| 活用できる方 | ・聴覚に障がいがあり、手話ができる方。 |
| お問い合わせ | ・福島県聴覚障害者協会　電話：０２４－５２２－０６８１　FAX:０２４－５６３－６２２８　月～金（祝日を除く）　９時～１７時 |

**◎お問い合わせ先一覧**

| 名称 | 管轄 | 電話番号 |
| --- | --- | --- |
| 福島県庁（一般相談（コールセンター）） | 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 | 0120-567-177 |
| 地方振興局県税部 | 　 |  |
| 　 | 県北地方振興局県税部 | 県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部にご相談ください。 | 024-521-2680 |
| 県中地方振興局県税部 | 024-935-1235 |
| 県南地方振興局県税部 | 0248-23-1512 |
| 会津地方振興局県税部 | 0242-29-5235 |
| 　 | 南会津地方振興局県税部 | 0241-62-5213 |
| 　 | 相双地方振興局県税部 | 0244-26-1123 |
|  | いわき地方振興局県税部 | 0246‐24‐6024 |
| 保健所 |  |  |
| 県保健所（県保健福祉事務所） |  |  |
|  | 県北保健所（県北保健福祉事務所） | 県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 024-534-4101 |
| 県中保健所（県中保健福祉事務所） | 県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 0248-75-7800 |
| 県南保健所（県南保健福祉事務所） | 県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 0248-22-5441 |
| 会津保健所（会津保健福祉事務所） | 会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 0242-29-5503 |
| 南会津保健所（南会津保健福祉事務所） | 南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 0241-63-0302 |
| 相双保健所（相双保健福祉事務所） | 相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等 | 0244-26-1326 |
| 中核市保健所 |  |  |
|  | 福島市保健所 | 福島市の保健、医療、衛生に関する相談等 | 024-525-7670 |
| 郡山市保健所 | 郡山市の保健、医療、衛生に関する相談等 | 024-924-2120 |
| いわき市保健所 | いわき市の保健、医療、衛生に関する相談等 | 0246-27-8555 |

**◎支援情報ナビ**

新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）のホームページで、全国の支援情報について公開していますので、あわせてご参照ください。

　　支援情報ナビ

　　<https://corona.go.jp/info-navi/>